

## 第2次草津市障害者計画（素案）の修正について

| 該当<br>ページ       | ●草津市障害者施策推進審議会からの意見内容   | ◇事務局の考え方・修正案   | 【参考】<br>前回資料の<br>該当ページ |
|-----------------|---|--|------------------------|
| 15              | ●「国民体育大会」は「全国障害者スポーツ大会」と表記する方が良いのではないかと。  | ◇御指摘のとおり修正しました。  | 12                     |
| 20              | ●「障害の軽重の程度を基本とする手帳の等級」は「障害程度の軽重を基本とする手帳の等級」と表記する方が良いのではないかと。  | ◇御指摘のとおり修正しました。  | 15                     |
| 26～50           | ●「施策を構成する主な事業」の内容で、本当に多くの課題に対応できるのか。新たな事業に取り組もうとすると予算措置が必要な場合もあり、一般財源で事業をすることは非常に難しいと思うので、これまでの取り組み方に問題がないか、事業の組み替えができないか等の検討が必要ではないかと。 | ◇「施策を構成する主な事業」については、事業の所管課に事業内容を確認のうえ、一部修正しました。また、新たな取組として検討しているものについては、反映できる範囲で施策に記載しました。 | 21～40                  |
| 32、33、<br>35、40 | ●重点施策はどうするのか。   | 「重点的に取組むこと」を、「施策6」「施策7」「施策8」「施策12」に記載しました。   | 26、27、<br>28、32        |
| 26              | ●施策1に障害者差別解消法の草津市の取組を位置づける必要があるのではないかと。   | ◇施策1の「施策を構成する主な事業」[4]障害者福祉推進事務に、障害者差別解消法の取組を記載しました。  | 21                     |
| 30              | ●施策5の「施策を構成する主な事業」かかりつけ医普及促進事業に、「医師会と連携しつつ」というような表現を記載できないかと。   | ◇施策5の「施策を構成する主な事業」[19]かかりつけ医普及促進事業に、「草津栗東医師会と連携して」という表現を記載しました。                            | 25                     |

|       |   |   |       |
|-------|---|---|-------|
| 32    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談施設が身近にあると良い。</li> <li>●地域包括ケアシステム推進強化法による社会福祉法の改正で、諸分野の相談機関が他の分野の相談を拒否してはならないとなったので、障害者の相談窓口をたくさんつくるだけでなく、地域包括支援センターとの連携など、身近にある相談のところと他の相談との連携もありえるのではないか。</li> <li>●相談支援事業所が少ないというのを、単に増やすのではなく、利便性のあるところにどうつくるのかという課題もある。</li> </ul> | ◇施策6に「相談支援事業所の確保」「包括的な支援体制づくり」について記載しました。                       | 26    |
| 33、38 | ●施策7に強度行動障害のある人や医療的ケアの必要な人についての記載が必要ではないか。  | ◇施策7と施策11に記載しました。   | 27、31 |
| 38    | ●人材不足の問題はどこに位置づけるのか。  | ◇施策11に記載しました。   | 31    |
| 41    | ●施策13の成果指標は「障害児保育検討会議の参加人数」でいいのか。   | ◇施策13の成果指標を「保育所等訪問支援の利用者数」へ変更しました。                              | 33    |
| 42    | ●施策14の成果指標は「特別な支援を必要とする子どもへの個別支援計画作成率」でいいのか。  | ◇施策14の成果指標を「特別な支援を必要とする子どもへの個別の支援計画作成率（特別支援教育体制整備状況調査）」へ変更しました。 | 34    |
| 43    | ●放課後等デイサービス事業所の質を上げるような交流会や研修会を考えてもいいのではないか。  | ◇施策15に「サービス提供事業所への支援」について記載しました。                                | 35    |
| 45    | ●施策17の「施策を構成する主な事業」に労働関係の助成金に関わるような事業を入れる必要があるのではないか。   | ◇施策17の「施策を構成する主な事業」[79]障害者就労促進事業に、障害者雇用助成制度について記載しています。         | 37    |

|       |   |  |       |
|-------|---|--|-------|
| 45    | ●施策17の「施策を構成する主な事業」障害者就労促進事業に、障害者雇用の成功事例について記載し、啓蒙活動を推進するような表現を記載できないか。       | ◇「施策を構成する主な事業」は、行政側の取組を記載しているものであるため、企業の取組事例の紹介については全体的なバランスも踏まえて記載していませんが、資料編で県内の障害者雇用率についての統計資料を掲載しました。<br>◇「施策を構成する主な事業」[79]障害者就労促進事業、[82]企業内人権啓発推進事業に、障害者雇用について記載しました。 | 37    |
| 46    | ●草津の雇用率をどうするのか。   | ◇施策17の「施策を構成する主な事業」に[84]職員採用事業を記載しました。   | 37    |
| 26、48 | ●施策1の「施策を構成する主な事業」障害者福祉センター管理運営事業[交流事業分]は、バリアフリー化と関連づけて施策20に位置づける必要があるのではないか。 | ◇施策1の「施策を構成する主な事業」に[1]障害者福祉センター管理運営事業「啓発事業分」を、施策19の「施策を構成する主な事業」に[93]障害者福祉センター管理運営事業「交流事業分」を記載することで整理しました。   | 21、39 |
| 48    | ●施策19でどのようにして地域住民に参加してもらうのか、啓蒙や呼びかけについて、記載してもらいたい。                            | ◇施策19に「草津市地域福祉計画」に基づく地域福祉の推進について記載しました。  | 39    |
| 50    | ●施策20の成果指標が抽象的なので、「障害者が利便性の高い施設のバリアフリー化の改善計画作成件数」などの具体的な指標に変更できないか。           | ◇バリアフリー化については、バリアフリー基本構想等に基づき総合的に進めているところであり、成果指標の「バリアのないまちづくりの満足度」は、「バリアフリー化の推進と移動の確保」を総合的に評価できる指標であると考えています。   | 40    |
|       | ●全体的に身体障害の文言が少ないのではないか。   | ◇各施策は基本的に障害のある人すべてを対象としているため、障害種別での記載はしておりません。特定の障害に偏った記載をしているわけではありませんので、御理解いただきますようお願いいたします。   |       |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  | <p>●成果指標は、行政側から見ただけでなく障害者側から見た指標も必要ではないか。</p>  | <p>◇成果指標には、「草津市のまちづくりについての市民意識調査」の満足度評価の結果を指標としているものもあり、より広く、障害のある人も含めた市民の側から見た指標として設定しています。</p>   |  |
|  | <p>●65歳になると介護保険に移行するため、今まで受けていたサービスが受けられず、困っている障害者がある。制度の変更により障害者が不利益になるケースへの対応は、ケースバイケースでケアマネージャーが対応していると聞いているが、施策の中で制度として救済することはできないか。</p> | <p>◇介護保険に移行した場合でも、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるものについては、状況に応じて利用することができます。また、介護認定を受けた結果、非該当と認定された場合など、介護保険サービスを利用できない場合であって、障害福祉サービスによる支援が必要な場合にも、状況に応じて利用することができます。</p> |  |